

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第7期) 至 平成20年3月31日

株式会社
セブン銀行

(E03623)

第7期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社

セブン銀行

目 次

	頁
第7期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	32
6 【研究開発活動】	32
7 【財政状態及び経営成績の分析】	33
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	38
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	45
4 【株価の推移】	45
5 【役員の状況】	46
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	50
第5 【経理の状況】	55
1 【財務諸表等】	56
第6 【提出会社の株式事務の概要】	93
第7 【提出会社の参考情報】	94
1 【提出会社の親会社等の情報】	94
2 【その他の参考情報】	94
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	96
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月18日

【事業年度】 第7期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安齋 隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	(百万円)	29,117	47,967	64,612	75,427	83,663
経常利益	(百万円)	3,035	10,075	19,409	25,021	24,650
当期純利益	(百万円)	5,027	10,843	10,590	12,667	13,830
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金	(百万円)	61,000	61,000	61,000	30,500	30,500
発行済株式総数	(千株)	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
純資産額	(百万円)	45,662	56,508	67,080	73,849	88,974
総資産額	(百万円)	259,676	313,305	361,338	532,757	488,137
預金残高	(百万円)	122,442	124,776	181,770	187,836	170,548
貸出金残高	(百万円)	—	—	—	—	—
有価証券残高	(百万円)	22,002	26,012	53,571	78,338	97,849
1株当たり純資産額	(円)	37,428.63	46,318.31	54,984.18	63,317.15	72,930.25
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	5,000 (—)	4,200 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	4,120.83	8,888.51	8,680.89	10,736.56	11,808.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	—	13.86	18.23
単体自己資本比率 (国内基準)	(%)	201.01	182.39	233.49	37.94	43.89
自己資本利益率	(%)	12.06	21.14	15.80	17.03	16.89
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	18.12
配当性向	(%)	—	—	—	46.57	35.56
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	45,851	47,212	39,750	54,523
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	△8,783	△34,892	△32,215	△43,307
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	△5,895	1,303
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	—	240,797	253,117	254,757	267,277
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	(人)	145 〔73〕	181 〔103〕	211 〔228〕	258 〔201〕	290 〔184〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 平成18年6月16日開催の定時株主総会決議により、平成18年9月1日付で資本金30,500百万円を減少し、その全額を資本準備金としております。
5. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第6期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6. 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」といいます)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第6期(平成19年3月期)から同適用指針を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
7. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
8. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
9. 単体自己資本比率は、第6期(平成19年3月期)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国内基準を採用しております。
- なお、第5期(平成18年3月期)以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
10. 第6期(平成19年3月期)以前の株価収益率は、当社株式が証券取引所に非上場であったため記載しておりません。
11. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
12. 第3期(平成16年3月期)の財務諸表につきましては、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりません。

2 【沿革】

- 平成13年4月 予備免許取得
「株式会社アイワイバンク銀行」設立（資本金202億500万円）
銀行営業免許取得
- 平成13年5月 営業開始（新規口座開設の受付開始）
A T Mサービス開始
全国銀行協会入会（正会員）
- 平成13年6月 全銀システム接続
B A N C S接続（都市銀行カードによる当社A T Mでの出金取扱開始）
振込サービス開始
- 平成13年8月 第1回第三者割当増資（資本金308億500万円）
- 平成13年12月 インターネット・モバイル・テレホンバンキングサービス開始
- 平成14年3月 第2回第三者割当増資（資本金610億円）
- 平成15年12月 第1回無担保社債（適格機関投資家限定）発行（150億円・期間5年）
- 平成16年7月 お客さまサービス部新設
- 平成17年4月 A T Mコールセンター（大阪）稼働開始
確定拠出年金専用定期預金の取扱い開始
有人店舗開設
- 平成17年7月 第2世代A T M導入開始
- 平成17年10月 社名変更（「株式会社セブン銀行」に変更）
- 平成18年1月 新勘定系システム稼働開始
- 平成18年3月 銀行代理業務開始
定期預金開始
- 平成18年4月 I Cキャッシュカード対応開始
- 平成18年9月 減資（資本金610億円のうち305億円減資し、同額を資本準備金に振替）
- 平成18年12月 第2回・第3回無担保社債（一般募集）発行（360億円・期間5年、240億円・期間7年）
- 平成19年6月 A T Mの運営・管理一括受託開始
- 平成19年7月 海外発行カード対応開始
- 平成19年9月 第2世代A T Mで電子マネー「nanaco（ナナコ）」のチャージ開始
- 平成19年11月 視覚障がいのあるお客さま向けサービス開始
- 平成19年12月 47都道府県へのA T M展開完了
- 平成20年2月 ジャスダック証券取引所に上場

3 【事業の内容】

当社は、A T M事業及び金融サービス事業を行っております。

平成20年3月末現在の当社の事業内容は以下のとおりであります。

(1) A T M事業

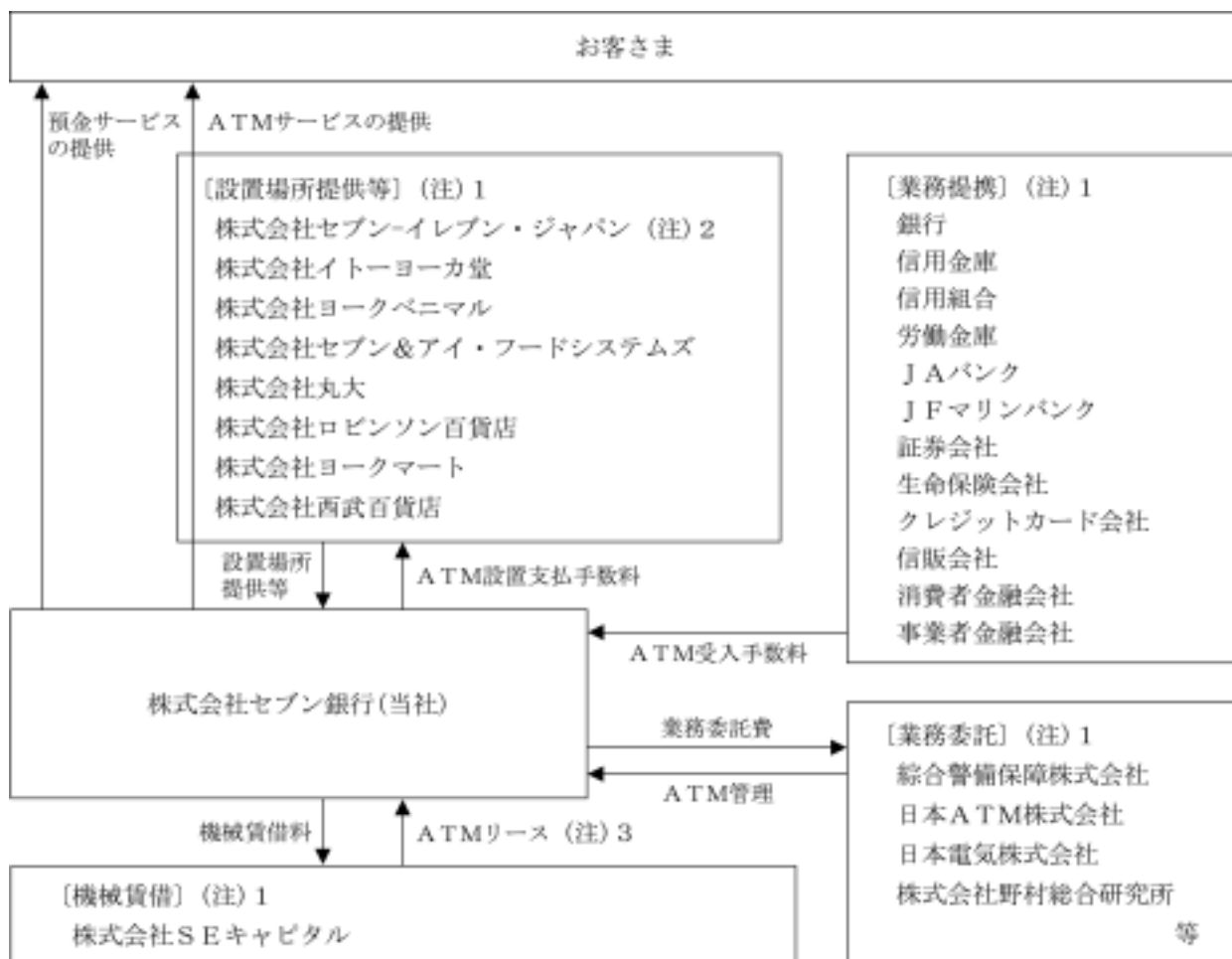
銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、J Aバンク、J Fマリンバンク、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社及び消費者金融会社等多くの金融機関と提携し、株式会社セブン&アイ・ホールディングスを中核とする企業グループ（以下、「7 & i グループ」といいます）の店舗内（セブン-イレブン、イトーヨーカドー等）、空港及びホテル等にA T Mを設置し、原則として24時間365日稼働する利便性の高いA T Mネットワークを介して多くのお客さまに入出金サービス等を提供しております。

(2) 金融サービス事業

主に個人のお客さまを対象に、A T Mとリモートバンキング^(注)のサービスが一体となった身近で便利な預金口座を提供しております。また、イトーヨーカドー内に展開している有人店舗「みんなの銀行窓口。」やインターネットホームページ「みんなのマナーサイト。」において、他社の商品・サービスを提供するという、銀行代理業務、取次ぎ業務及び金融商品仲介業務を行っております。

(注) パソコンでのインターネットバンキング、携帯電話でのモバイルバンキング、電話でのテレホンバンキングの総称

[事業系統図]



- (注) 1. 各社との重要な契約内容については「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」を参照ください。
 2. その他の関係会社
 3. ATMは、平成18年3月以降新規導入分より自社購入への切替えを進めております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有 割合(%)	当社との関係内容				
					役員 の兼 任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都 千代田区	50,000	純粋持株 会社	47.78 (47.78)	2 (2)	—	預金取引関係	—	—
(その他の関係会社) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	24.88	1 (1)	—	事務委任取引関係 預金取引関係	—	—

- (注) 1. 資本金及び議決権の被所有割合は、平成20年3月31日現在のものです。
 2. 議決権の被所有割合の()内は、間接所有の割合(内書)であります。なお、議決権の被所有割合は、小数点第3位以下を切捨て表示しております(議決権及び株式の所有割合を含め、以下、同じであります)。
 3. 株式会社セブン&アイ・ホールディングスは有価証券報告書を提出しております。
 4. 当社との関係内容の「役員の内書」の欄の(内書)は当社の役員であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
290 [184]	43.1	2.5	8,040

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります(役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員を除きます)。
 2. 従業員の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社では労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。
 5. ATM取引の増加に伴う受電業務要員の積極採用等により前事業年度末と比較し32人増加しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(経済金融環境)

当事業年度におけるわが国の景気は、エネルギー・原材料価格高の影響等から減速しております。企業収益は高水準ながら伸び悩んでおり、企業の業況感はこのところ慎重化しております。また、設備投資は増勢が鈍化しており、公共投資、住宅投資も引き続き低水準で推移しております。さらに、雇用情勢の改善に足踏みがみられ、所得は概ね横這いの推移となっていることから、消費者マインドも悪化しつつあります。

銀行業界は、企業の資金需要の伸び悩み、サブプライムローン問題等の影響から、厳しい経営を余儀なくされており、さらなる経営効率化や競争力の強化が課題となっております。そうした中で、サービス推進により競争力を強化するべく、コンビニATMの手数料を無料化する動きや、コスト削減・商品開発力強化のために近隣金融機関同士で提携する動き、さらには戦略分野への資源集中の観点から、それ以外の分野の業務を外部へ委託する動き等が広がっております。また、当社以外のコンビニATM事業者においては地方へ積極的に展開する動きも見られました。

(当事業年度における事業の経過及び成果)

ATM事業の状況

(提携の状況)

新たに、ブラジル銀行（平成19年4月）、紀陽銀行・秋田銀行・豊和銀行（同年7月）、福邦銀行（同年8月）、ウリィ銀行・住信SBIネット銀行・大分銀行（同年9月）、十八銀行（同年12月）、香港上海銀行（平成20年1月）、岐阜銀行・愛知銀行・住友信託銀行（同年3月）のほか、信用金庫3庫、その他金融機関2社と提携いたしました。

この結果、平成20年3月末現在の提携先は、銀行92行、信用金庫260庫、信用組合122組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、証券会社8社、生命保険会社8社、その他金融機関49社の計554社となりました。（注）

（注）提携追加や合併・統合等により、前事業年度比、信用金庫3庫減、信用組合2組合減、その他金融機関1社減となりました。

(展開の状況)

平成19年7月の秋田県・和歌山県、同年9月の大分県への展開により、セブン-イレブン、イトーヨーカドー出店全地域への展開が完了いたしました。また、野村証券本支店内に設置されたATMの運営・管理一括受託（平成20年3月末現在340台）により、ATM展開地域は日本全国に拡大いたしました。この他、平成19年7月の海外カード対応サービス開始に併せ、7&iグループ外への展開を積極化し、成田国際空港（4台）、東京国際空港（羽田）（2台）、新千歳空港（1台）、福岡空港（2台）やホテル、駅等にATMを設置いたしました。

この結果、ATMの設置台数は、前事業年度比944台増加し、平成20年3月末には13,032台となりました。

(利用の状況)

当社ATMでは、当社キャッシュカードによる引出し、預入れ、振込、暗証番号変更、引出し限度額変更及び残高照会に加え、各提携金融機関のキャッシュカード等での引出しや残高照会等のサービスをご利用いただいております。さらに、平成19年7月から全てのATMで、海外で発行されたVISA、MasterCard、American Express、JCB、中国銀聯のキャッシュカード・クレジットカードで日本円を引き出せるサービスを開始いたしました。当サービスについては、政府が推進するビジット・ジャパン・キャンペーン(Yokoso!Japanキャンペーン「外国人旅行者訪日促進戦略」と連携し、告知に努めた結果、利用件数は順調に増えております。また、同年9月から第2世代ATMで電子マネー「nanaco(ナナコ)」のチャージ等ができるサービスを開始いたしました。さらに、同年11月からは、視覚障がいのある方が音声ガイダンスに従ってインターホンでお取引いただけるサービスを開始し、平成20年2月には全ての提携銀行(ゆうちょ銀行を除きます)に拡大いたしました。なお、ATMでのICカード対応先は、平成20年3月末現在でセブン銀行を含む52行4業態の金融機関に拡大いたしました。

これら新サービスの開始、提携先やATM台数の増加に加え、当社ATM利用時にお客さまが負担する手数料を平日日中無料とする提携金融機関の増加等により平成20年3月期の総利用件数は498百万件(前事業年度比80百万件増)、ATM1日1台当たり期間平均利用件数は109.0件(同11.2件増)となりました。

(注) 他金融機関のキャッシュカード等の取扱い業務、利用可能時間、手数料等は、それぞれの提携金融機関により異なっております。

金融サービス事業の状況

平成20年3月末現在の口座数は601千口座、預金残高(譲渡性預金を除きます)は170,548百万円となりました。このうち、個人のお客さまの口座数は580千口座(前事業年度比114千口座増)、預金残高は92,452百万円(同20,278百万円増)となり、口座数、残高とも増加いたしました。個人預金残高の内訳は、普通預金66,834百万円(同8,853百万円増)、定期預金25,609百万円(同11,418百万円増)等であります。

代理・取次ぎ業務では、新たに金融商品仲介サービスを開始する等、取扱商品・サービスの拡充を図るとともに、販売体制を強化いたしました。具体的には、イトーヨーカドーの店舗内に設置している有人店舗「みんなの銀行窓口。」をさらに1店舗増やし(平成19年11月にイトーヨーカドーアリオ西新井店出張所を開設)6店舗としたほか、同年6月に、インターネット上にも同じように取次ぎや金融商品仲介サービスを提供する「みんなのマネーサイト。」を開設いたしました。

当期の経営成績

当社にとって第7期である平成20年3月期の経営成績は、経常収益が83,663百万円(前事業年度比10.9%増)、経常利益が24,650百万円(同1.4%減)、当期純利益が13,830百万円(同9.1%増)となりました。

経常収益の増加は、ATM利用件数が堅調に推移したことによるものであります。一方、経常利益の減少は、主にATMの調達をリースから自社購入に切替えていることに伴う減価償却費の負担増によるものであります。当期純利益は、特別損失として計上しているATMリース解約損失引当金繰入額の減少により前事業年度比増となりました。

なお、当社は平成20年2月29日にジャスダック証券取引所に上場いたしました。

A T M設置状況：47都道府県

平成20年3月31日現在

地 域	設置開始日	台 数
北海道	平成16年5月17日	846台
青森県	平成19年3月19日	6台
岩手県	平成18年10月10日	29台
宮城県	平成18年3月1日	330台
秋田県	平成19年7月23日	4台
山形県	平成16年4月19日	133台
福島県	平成15年10月20日	392台
茨城県	平成15年7月23日	522台
栃木県	平成14年5月20日	351台
群馬県	平成16年7月28日	349台
埼玉県	平成13年6月18日	924台
千葉県	平成14年2月18日	823台
東京都	平成13年5月15日	1,794台
神奈川県	平成14年1月21日	964台
新潟県	平成16年3月1日	365台
富山県	平成19年11月19日	2台
石川県	平成19年11月19日	2台
福井県	平成19年11月12日	2台
山梨県	平成17年8月1日	160台
長野県	平成15年2月18日	358台
岐阜県	平成17年11月18日	68台
静岡県	平成13年6月1日	558台
愛知県	平成14年12月4日	537台
三重県	平成18年2月16日	22台
滋賀県	平成15年2月24日	158台
京都府	平成14年12月16日	182台
大阪府	平成13年7月23日	564台
兵庫県	平成13年7月27日	389台
奈良県	平成18年10月2日	59台
和歌山県	平成19年7月23日	40台
鳥取県	平成19年11月19日	2台
島根県	平成19年11月19日	2台
岡山県	平成16年12月6日	196台
広島県	平成15年9月22日	381台
山口県	平成16年7月9日	227台
徳島県	平成19年11月12日	2台
香川県	平成19年11月5日	2台
愛媛県	平成19年11月26日	2台
高知県	平成19年12月17日	2台
福岡県	平成15年3月24日	686台
佐賀県	平成17年11月24日	136台
長崎県	平成16年10月26日	78台
熊本県	平成16年3月22日	201台
大分県	平成19年9月27日	45台
宮崎県	平成17年4月4日	133台
鹿児島県	平成19年11月12日	2台
沖縄県	平成19年11月26日	2台
合 計		13,032台

提携金融機関数（社）

銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	J A バンク (注)	J F マリン バンク (注)	証券	生命保険	その他 金融機関 (クレジット カード 会社等)	合計
92	260	122	13	1	1	8	8	49	554

(注) J Aバンク・J Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれを1つとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度比12,519百万円増加し、267,277百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前当期純利益23,343百万円、減価償却費11,491百万円、コールローンの減少額66,500百万円及びA T M未決済資金の減少額21,585百万円等の増加要因が、預金の減少額17,287百万円及び譲渡性預金の減少額38,710百万円等の減少要因を上回ったことにより、54,523百万円（前事業年度比14,772百万円増）の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローはA T M購入等の有形固定資産の取得による支出が増加し、14,890百万円となったこと等により、43,307百万円（同11,091百万円増）の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,831百万円の配当金の支払いが発生したものの、上場時等の自己株式売却に伴い7,134百万円の収入があったことから1,303百万円（同7,198百万円増）の収入となりました。

(3) 国内業務部門収支

当事業年度の資金運用収支は前事業年度比739百万円減少し△1,852百万円、役員取引等収支は同5,759百万円増加し74,143百万円、その他業務収支は同551百万円増加し△102百万円となりました。

種類	期別	金額 (百万円)
資金運用収支	前事業年度	△1,112
	当事業年度	△1,852
うち資金運用収益	前事業年度	422
	当事業年度	893
うち資金調達費用	前事業年度	1,534
	当事業年度	2,746
役員取引等収支	前事業年度	68,384
	当事業年度	74,143
うち役員取引等収益	前事業年度	74,875
	当事業年度	82,471
うち役員取引等費用	前事業年度	6,491
	当事業年度	8,328
その他業務収支	前事業年度	△653
	当事業年度	△102
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	23
うちその他業務費用	前事業年度	653
	当事業年度	126

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

(4) 国内業務部門資金運用／調達状況

当事業年度の資産運用勘定平均残高は前事業年度比25,697百万円増加し160,251百万円、利息は同471百万円増加し893百万円、利回りは同0.24%増加し0.55%となりました。また、資金調達勘定平均残高は同63,439百万円増加し411,198百万円、利息は同1,211百万円増加し2,746百万円、利回りは同0.22%増加し0.66%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	134,554	422	0.31
	当事業年度	160,251	893	0.55
うち有価証券	前事業年度	68,666	284	0.41
	当事業年度	87,620	532	0.60
うちコールローン	前事業年度	31,208	116	0.37
	当事業年度	57,694	331	0.57
うち預け金 (除く無利息分)	前事業年度	34,678	20	0.05
	当事業年度	14,936	29	0.20
資金調達勘定	前事業年度	347,758	1,534	0.44
	当事業年度	411,198	2,746	0.66
うち預金	前事業年度	182,288	224	0.12
	当事業年度	181,634	432	0.23
うち譲渡性預金	前事業年度	47,638	192	0.40
	当事業年度	80,041	535	0.66
うちコールマネー	前事業年度	18,429	28	0.15
	当事業年度	6,046	37	0.61
うち借入金	前事業年度	65,004	661	1.01
	当事業年度	68,475	684	0.99
うち社債	前事業年度	34,397	427	1.24
	当事業年度	75,000	1,057	1.41

(注) 1. 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2. 国際業務部門の資金運用勘定・資金調達勘定はありません。

(5) 国内業務部門役務取引の状況

当事業年度の役務取引等収益は、A T M関連業務80,192百万円及び為替業務477百万円等により合計で前事業年度比7,596百万円増加し82,471百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同1,837百万円増加し8,328百万円となりました。

種類	期別	金額 (百万円)
役務取引等収益	前事業年度	74,875
	当事業年度	82,471
うち預金業務	前事業年度	13
	当事業年度	45
うち為替業務	前事業年度	365
	当事業年度	477
うちA T M関連業務	前事業年度	73,124
	当事業年度	80,192
役務取引等費用	前事業年度	6,491
	当事業年度	8,328
うち為替業務	前事業年度	155
	当事業年度	200
うちA T M関連業務	前事業年度	6,308
	当事業年度	8,102

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

(6) 国内業務部門預金残高の状況

○預金の種類別残高 (末残)

種類	期別	金額 (百万円)
預金合計	前事業年度	187,836
	当事業年度	170,548
うち流動性預金	前事業年度	171,707
	当事業年度	137,162
うち定期性預金	前事業年度	15,955
	当事業年度	33,204
うちその他	前事業年度	173
	当事業年度	182
譲渡性預金	前事業年度	87,300
	当事業年度	48,590
総合計	前事業年度	275,136
	当事業年度	219,138

(注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。

2. 流動性預金 = 普通預金

3. 定期性預金 = 定期預金

(7) 国内業務部門貸出金残高の状況

該当ありません。

(8) 国内業務部門有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
国債	前事業年度	78,194
	当事業年度	97,555
地方債	前事業年度	—
	当事業年度	—
短期社債	前事業年度	—
	当事業年度	—
社債	前事業年度	—
	当事業年度	—
株式	前事業年度	144
	当事業年度	294
その他の証券	前事業年度	—
	当事業年度	—
総合計	前事業年度	78,338
	当事業年度	97,849

（注）国際業務部門の有価証券期末残高はありません。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
業務粗利益	66,617	72,188	5,570
経費 (除く臨時処理分)	41,574	47,377	5,803
人件費	3,028	3,419	391
物件費	35,602	40,744	5,141
税金	2,943	3,213	269
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	25,043	24,811	△232
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	25,043	24,811	△232
一般貸倒引当金繰入額	24	—	△24
業務純益	25,018	24,811	△207
うち債券関係損益	△105	△118	△13
臨時損益	3	△160	△163
株式関係損益	—	—	—
不良債権処理損失	—	—	—
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	0	—	0
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	2	△160	△163
経常利益	25,021	24,650	△371
特別損益	△4,012	△1,306	2,706
うち固定資産処分損益	△77	△99	△21
税引前当期純利益	21,009	23,343	2,334
法人税、住民税及び事業税	9,564	8,736	△828
法人税等調整額	△1,223	777	2,000
当期純利益	12,667	13,830	1,162

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 (+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損 (- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
給与・手当	2,926	3,293	366
退職給付費用	101	128	27
福利厚生費	51	61	10
減価償却費	5,412	11,491	6,078
土地建物機械賃借料	6,724	4,725	△1,999
営繕費	256	622	366
消耗品費	7	15	8
給水光熱費	33	108	74
旅費	101	123	21
通信費	2,366	2,707	341
広告宣伝費	2,549	1,668	△881
諸会費・寄付金・交際費	15	24	8
租税公課	2,943	3,213	269
業務委託費	13,744	13,712	△31
保守管理費	2,958	3,402	443
その他	1,381	2,081	700
計	41,574	47,379	5,804

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	0.31	0.55	0.24
(イ) 貸出金利回	—	—	—
(ロ) 有価証券利回	0.41	0.60	0.19
(2) 資金調達原価	12.39	12.19	△0.20
(イ) 預金等利回	0.18	0.36	0.18
(ロ) 外部負債利回	0.83	0.98	0.14
(3) 総資金利鞘	—	△12.08	△11.63

(注) 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	33.67	30.30	△3.36
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	33.67	30.30	△3.36
業務純益ベース	33.63	30.30	△3.32
当期純利益ベース	17.03	16.89	△0.13

4. 預金・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	187,836	170,548	△17,287
預金 (平残)	182,288	181,634	△654
貸出金 (末残)	—	—	—
貸出金 (平残)	—	—	—

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	72,174	92,452	20,278
法人	115,662	78,096	△37,565
合計	187,836	170,548	△17,287

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当ありません。

(4) 中小企業等貸出金

該当ありません。

5. 債務の保証 (支払承諾) の状況 (単体)

該当ありません。

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	1,548	2,155,080	1,991	5,316,085
	各地より受けた分	1,297	1,085,519	1,854	2,447,148
代金取立	各地へ向けた分	—	—	—	—
	各地より受けた分	—	—	—	—

7. 外国為替の状況（単体）

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号 以下、「告示」といいます）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,500	30,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,500	30,500
	その他資本剰余金	5	1,239
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	18,756	26,755
	その他	—	—
	自己株式（△）	5,901	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	5,831	5,124
	その他有価証券の評価差損（△）	11	19
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	68,018	83,850
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	68,018	83,850
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	67	67
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	67	67
	うち自己資本への算入額 (B)	67	67
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	68,085	83,918
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	64,322	55,074
	オフ・バランス取引等項目	59	30
	信用リスク・アセットの額 (E)	64,381	55,104
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) (G) / 8%	115,033	136,069
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,202	10,885
	計 (E) + (F) (H)	179,415	191,173
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)		37.94	43.89
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100 (%)		37.91	43.86

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含みます)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限り)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

資産の査定額

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	72,865	53,400

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業のため該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

提携先の拡大、展開地域の拡充がほぼ一巡したことから、A T M台数及びA T M利用件数の増加ペースは、従来に比べ緩やかになっていくと見込まれます。こうした中で、堅実にさらなる発展を実現していくためには、当社が強みを持つA T M事業を引き続きメイン事業として拡大を図りつつ、有人店舗やホームページにおける代理・取次ぎ業務を中心とした金融サービス事業をいかに軌道に乗せていくかが課題であると認識しております。この課題に対する具体的な取り組みは以下の通りであります。当社ではこうした取り組みを通じてA T M事業及び金融サービス事業の両面において、さらなる事業基盤の拡充に努めつつ、厚みのある収益構造を実現することにより、持続的に成長可能な体制を整えてまいります。

(1) A T M事業の新たな展開

A T M事業においては、平成20年秋に予定されているセブン-イレブンの北陸エリア新規出店に合わせ、A T Mも同時展開してまいります。また、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのA T M複数台設置（平成20年3月末時点での2台設置は331店舗）を引き続き推進し、お客さまをお待たせしないよう努力いたします。また、空港、ホテル、駅等の7 & iグループ店舗以外への設置を積極的に進めるとともに、他金融機関のA T Mコーナーへの共同設置や、A T M運営・管理の一括受託を積極的に行ってまいります。

さらに、台数の拡充のみならず、お客さまのニーズを踏まえサービスも充実させていきます。平成19年11月から開始した視覚障がいのあるお客さまへのサービスを、平成20年5月19日からゆうちょ銀行のお客さまにも開始いたします。この他、I Cカード対応先や暗証番号変更サービス等対応先の拡大に努めるとともに、処理速度の速い第2世代A T Mへの更新を平成20年9月までに完了させる予定であります。

(2) 金融サービス事業における収益モデルの構築

金融サービス事業においては、お客さまのニーズを踏まえながら、有人店舗「みんなの銀行窓口。」やインターネットホームページ「みんなのマネーサイト。」における代理・取次ぎ業務の取扱先、取扱商品の拡充を図ります（有人店舗の新規出店の予定は現在のところございません）。また、有人店舗でのコンサルティング機能やインターネットホームページでの検索機能や比較機能を強化し、お客さま一人一人が自分にふさわしい商品・サービスを選択することができる仕組みづくりを進めることにより、来店・来訪者数の増加を図り、収益モデルの構築を進めてまいります。

(3) 会社の成長を支える人材確保、インフラ整備

当社の継続的な成長を実現するためには、会社の成長を支える人材の確保及びインフラの整備が不可欠であります。このため、当社では即戦力人材の確保、次代を担う新卒社員の採用及び組織・人材の活性化を進めるとともに、あるべき企業風土の醸成に努めてまいります。また、管理会計システムの戦略的活用、決算業務や税務業務プロセスの効率化及び内部統制の効率的徹底を推進することにより、経営の精度を一層高めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼすおそれがあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社の事業その他に関するリスクは、これらのものに限られるものではなく、当社の認識していないリスクを含め、これら以外のリスクが無いという保証はありません。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 事業戦略上のリスク

(1) A T M事業

当社の収入は、A T M事業に大きく依存しております（平成20年3月期経常収益に占めるA T M受入手数料の割合は95.8%）。お客さまの利便性、安心感の向上を実現するために、A T M設置台数の増加・設置密度の向上及びセキュリティの強化等を推進する予定であります。A T M事業のビジネスモデルを脅かす以下のような変化があった場合、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を与えるおそれがあります。

現金に代替する決済の普及

当社の主な収益源は提携金融機関からのA T M受入手数料であります。今後、Edy、Suica及び7 & i グループの「nanaco（ナナコ）」等の前払い方式の電子マネー並びにiD及びQUICPay等の後払い方式の電子マネー等、現金に代替し得る決済手段が普及し、その結果として現金の使用頻度が低下した場合は、A T M利用件数及びA T M受入手数料収入の減少により、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

A T Mサービスに関する競争の激化

当社は、原則として24時間365日稼働するA T Mを、主に7 & i グループのセブン-イレブンやイトーヨーカドーの店舗内に設置し、当社及び提携金融機関のお客さまに対してA T Mを通じた入出金サービス等を提供するというA T M事業を展開しております。したがって、業務提携関係（「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）にある多くの提携金融機関との間に競合は発生していないものと認識しております。ただし、7 & i グループ以外のコンビニエンスストア等に対してA T Mを設置している会社との間では競合関係にあります。また、当社とA T M提携関係にあり、国内最大のA T Mネットワークを有する株式会社ゆうちょ銀行（平成19年10月1日に日本郵政公社の民営化の一環として誕生し、10年以内に完全に民営化される予定であります）が、民営化に伴い経営を積極化する場合又は同行に対する規制が緩和される場合には、当社との競合関係が拡大するおそれがあります。したがって、これらの競合関係にある会社や株式会社ゆうちょ銀行等との競争激化により当社A T M利用者の減少又はA T M受入手数料の低下等が生じる場合、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を与えるおそれがあります。

なお、A T M受入手数料については、業務提携関係の中で双方にとって合理的と判断される水準を定めておりますが、競争が激化しない場合でも、将来に亘って当社が受け取るA T M受入手数料水準が変わらない保証はありません。金融機関同士のA T M受入手数料の一般的な水準が引き下げ

られた場合、当社のA T M受入手数料水準も影響を受けるおそれがあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

A T Mネットワーク拡大の限界

当社は、平成20年3月末現在でA T Mの97.2%を7 & i グループの各店舗に展開しております。セブン-イレブン及びイトーヨーカドー既存店舗への展開は平成19年度上期中に完了しておりますので、今後も当社が成長を持続するためには、7 & i グループ外へのA T M設置によりA T M台数を増加させる必要があります。このため、既設置店舗と同程度の利用件数を見込める立地を確保することができない場合又はA T M設置コストの回収が困難な経済条件での設置を余儀なくされる場合には、当社採算が悪化し、成長が鈍化するおそれがあります。

提携預貯金取扱金融機関の経営状況悪化に伴う流動性リスク

提携預貯金取扱金融機関のお客さまによる出金取引は、当社A T Mでの取引件数の67.0%（平成20年3月期）を占めております。当社は、土日も稼働するA T Mを13,000台以上展開していることから、これらの金融機関の経営状況が悪化した場合、当該金融機関に口座を保有するお客さまが当社A T Mに殺到し、出金取引が集中するおそれがあります。その結果、当社流動性が脅かされ、業務の継続が困難となり、当社の資金繰りに重要な悪影響を与えるおそれがあります。

(2) 金融サービス事業

当社は、これまで個人向け定期預金や有人店舗「みんなの銀行窓口。」やインターネットホームページ「みんなのマネーサイト。」において代理・取次ぎ業務を開始しておりますが、これらのサービスが順調に拡大する保証はありません。

また、金融サービス事業拡大のために、現在取り扱っていない他の金融サービスの提供を開始する可能性があります。現時点では具体的な検討を行っておらず、不確実な要素も多いことから、全てが成功する保証はありません。

なお、現在のところ、当社は子会社等を保有しておりませんが、将来的に新規事業を展開する場合には、子会社を設立したり、他社との資本提携により事業を展開する可能性があります。そうした中で、仮に当社を頂点とする企業グループとして事業を展開することになった場合には、単独会社としての事業経験しかない当社がグループ経営に失敗するおそれもあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

2. リスク管理体制の限界

当社は、取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスクの基本方針及びリスク管理組織・体制を定め、経営に係る各種リスクを認識し、適切に管理することとしております。また、リスクに関する経営会議の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置し、全社的なリスク管理統括部署としてリスク統括室を設置するとともに各種リスクの管理統括部署を設置し、当社リスクの適切な管理を実践することとしております。

以上のように、当社は、リスク管理の観点から必要十分な体制を構築しておりますが、様々なリスクの全てに対応できる保証はなく、リスクに対する十分な対応ができない場合には、当社の業績及び財政状態が悪影響を受けるおそれがあります。

3. システム障害

当社では、システムリスク管理についての基本的な考え方を「システムリスク管理規程」として定め、規程に基づいてシステムの開発・運用を行うことにより、効率的な開発・品質向上の徹底及び安全な運用が実施できるよう努めております。最新のITを最大限活用したシステム構成を採用し、更に、ネットワーク・ハード機器の二重化、多重化及び災害・障害時に備えたバックアップセンターでの稼働切替等の対策を実施しております。ファイル・プログラム等のライブラリは、重要度に応じてバックアップを行い、不測の事態に備え隔地保管を実施しております。また、情報管理に関しても、ファイアウォールによる当社システムへの侵入防止、24時間365日のアクセス監視、お客さまとの暗号化通信及びウイルスチェックプログラムの導入等細心の注意をもって対応しております。加えて、お客さまに安心して当社のサービスを利用していただけるように、障害・災害等の不測の事態に備え、業務継続態勢の基本方針の下、危機管理マニュアル及び業務継続計画を策定し、定期的に訓練を実施する等の体制を整えております。

この結果、現在まで大規模なシステムトラブル等は発生しておらず、広範囲または長時間に亘り金融サービスが停止したことはありませんが、自然災害、停電、コンピュータウイルス等の事故あるいは人為的なミスによりシステムが損害を受け機能しなくなる危険性を完全に排除することはできず、その場合には、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

4. 外部委託先との関係悪化等

当社は、ATM装填現金の交換や各種システムの開発・運用のほか、ATMの保守・管理、ATMコールセンター受電業務等の重要な業務を外部委託しております。また、当社預金口座開設に係る業務のうち、キャッシュカード発行・郵送業務等も外部委託しております。したがって、これらの外部委託先がサービスの提供を停止した場合又は当社が委託手数料の増額要求を受容せざるを得ない場合等には、適切な代替業者が適時に見つかる保証はなく、当社のATMサービスや金融サービスの提供が困難となるおそれがあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

5. 不正取引の増加

当社は、ATMを中心とした非対面取引を基本とした銀行として、その特殊性を認識し、コンプライアンス体制を構築しております。口座開設時の本人確認を厳正に行うとともに、疑わしい取引の届出等マネーロンダリング防止にも注力しておりますが、不正取引のための口座開設又は利用を完全に防ぐことができる保証はありません。仮に、多くの不正取引に当社口座が使用された場合には、お客さまからの風評等により当社評判が毀損され、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

6. 有能な人材の確保

当社では、ATM事業を中心とした業容の継続的な拡大に加え、新たな事業開拓のために、優秀で専門性の高い人材や経験豊富で熟練した人材を確保することが、事業戦略上必要であると考えております。

当社は、人材採用に関して、他の銀行や金融商品取引業者等金融機関のみならず、インターネットサービス関連企業やシステム関連企業と競合関係にあるために、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることができない場合には、当社の経営成績や今後の事業展開に大きく影響を及ぼすおそれがあります。

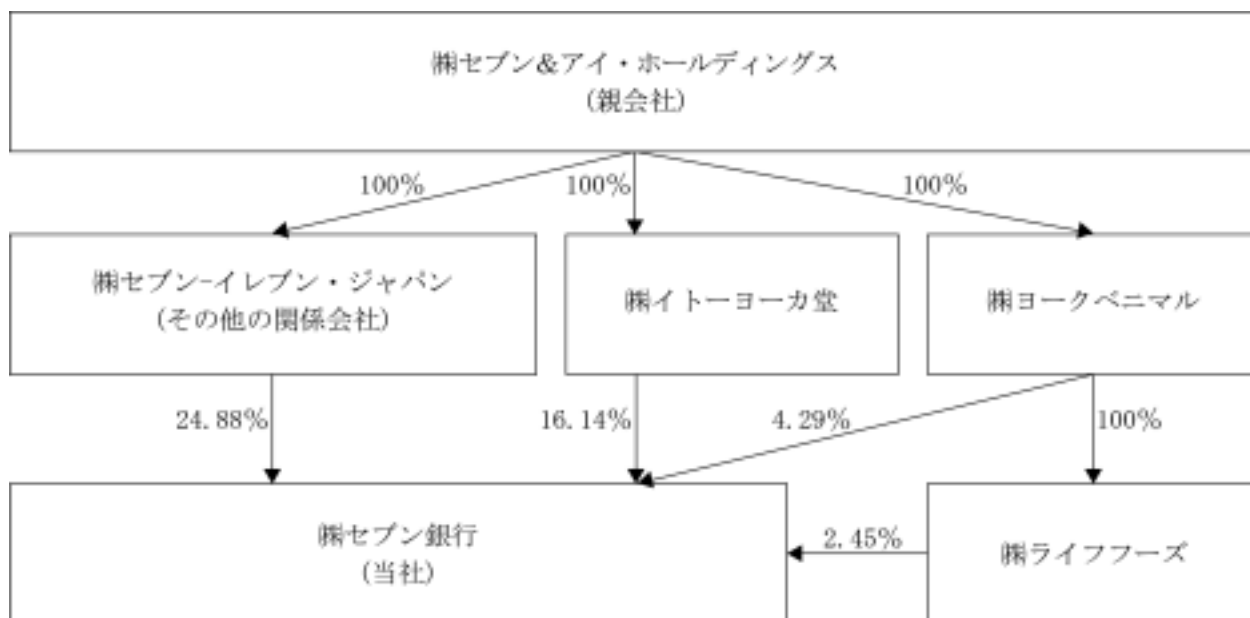
7. 7 & i グループとの関係

平成20年3月末現在、当社の株式の47.78%を親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングス（純粋持株会社）が間接保有しております。また、当社は、7 & i グループ各社の店舗にATMを設置することでATM事業を展開しております。

以上のような経緯から、当社では以下のリスクを認識しております。

（資本関係図）

（平成20年3月31日現在）



(1) 契約関係及び取引関係

当社は、7 & i グループ各社と以下の契約を締結し、各社に手数料や機械賃借料等を支払っておりますが、手数料条件が将来に亘って不変である保証はなく、条件の大幅な変動により当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

その他の関係会社との取引

当社は「その他の関係会社」である株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの間で基本契約（「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）を締結し、セブン-イレブン各店舗にATMを設置しております。また、当該契約に基づき同社に対してATM設置支払手数料を、平成20年3月期において、7,645百万円支払っております。

その他の7 & i グループ各社との取引

当社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社である株式会社イトーヨーカ堂との間で基本契約（「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）を締結し、イトーヨーカドー各店舗にATMを設置しております。また、当該契約に基づき同社に対してATM設置支払手数料を、平成20年3月期において132百万円支払っております。

株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社である株式会社SEキャピタルとの間では、ATM機器リース契約（「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）を締結しており、機械賃借料として平成20年3月期において4,060百万円及びリース解約金1,947百万円を支払っております。

(2) 7 & i グループに対するATM設置の依存度について

当社の平成20年3月末時点の7 & i グループにおけるATM設置台数（カッコ内は設置箇所）は、セブン-イレブン店舗内12,330台（11,999箇所）、イトーヨーカドー店舗内291台（179箇所）及びその他57台（50箇所）、合計12,678台（12,228箇所）となっております。

このように、当社ATMの97.2%はグループ店舗内に設置されており、中でもセブン-イレブン店舗へのATM設置台数が最も多く、全体の94.6%を占めております。

従って、何らかの要因によりセブン-イレブン店舗内にATMを設置し続けることが困難になった場合や7 & i グループ店舗の来店客が減少した場合には、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

(3) 人的関係

当社には、7 & i グループ各社からの出向者6名（平成20年3月末現在）が在籍し、主に7 & i グループ各社との連絡調整業務等に従事しております。ただし、当社の経営会議メンバーである執行役員には、7 & i グループ各社からの出向者及び転籍者のいずれもおりません。なお、当社からは、7 & i グループ各社に8名（平成20年3月末現在）が出向しております。

(4) 当社の独立性

上記(2)(3)のとおり、当社は、7 & i グループと事業上の協力関係にあり、人材交流を実施しておりますが、当社の事業戦略、人事政策、資本政策等につきましては、全て当社が独立して主体的に検討の上、決定しております。

ただし、7 & i グループは、今後も当面の間、大株主であり続けるものと思われ、当社の方針決定に何らかの影響を与えないという保証はありません。

8. 訴訟

現在までのところ、重大な訴訟は発生しておりません。また、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家等と連携を保ちながら、リスクの極小化に努めております。しかしながら、将来的には法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす訴訟や係争が発生しない保証はありません。

9. 風評等

当社では、「レピュテーションリスク管理規程」を定め、当該規程において、認識すべきレピュテーションリスクの範囲を以下のとおり定めております。

インターネットや電子メールによる顧客や市場における当社に関する風評、風説（以下、「風評等」といいます）

マスコミの不正確又は不十分な報道等によって発生する当社に関する風評等

システム障害、顧客情報漏洩、事務ミス等の当社にて発生した事故又は経営の根幹に関わる問題等についての当社の不適切な外部対応に起因する外部からのネガティブな評価

ATM提携金融機関、外部委託先及びその他の取引先等に関する風評等

これらのレピュテーションリスクに対し、当社に損害をもたらす得る風評等を発生させないように留意し、リスク発生時には適切に対処すること及び当社において事故又は経営の根幹に関わる問題等が

発生した場合には適切な外部対応を実施することで当社の損害の発生を最小限にとどめることができよう体制を整備しております。しかし、当社は、提携先や外部委託先も多く、必ずしも当社に責めがない場合においても様々なトラブルに巻き込まれるおそれがあり、その結果として当社の風評に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、当社では、反社会的勢力等との関係が疑われる者との取引を排除するため厳格な体制を構築しておりますが、完全にこれを排除することは難しく、特定の顧客等に起因する風評等により、当社の社会的評価、業績、財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。

10. 金融犯罪への対応

偽造・盗難カードやネット犯罪の被害が増大する中で、平成18年2月に「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（いわゆる「預金者保護法」）」が施行され、これらの金融犯罪に迅速・適切に対応し、一層のセキュリティ強化を図ることが社会的な要請となっております。また、振り込み詐欺等の被害増大を受け、平成19年12月に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（いわゆる「振り込み詐欺救済法」）」が成立し、今後被害者の資金の早期保全に必要な対応を銀行に求める声が高まっていくものと見込まれます。当社はこれらの要請に十分に答えていく方針ですが、犯罪の急速な高度化等により一時的に対策が追いつかない場合には風評等により、社会的評価、業績及び財政状態に悪影響を受けるおそれがあります。

11. 我が国の金融政策、法律改正等の変更等の影響について

(1) 金融政策変更等

当社では、預金のほか外部借入や社債等により資金調達を行っております。これらの金利は全て市場金利の動向に影響を受けるものであります。当社では、金利変動の影響を極小化するため長期固定での調達を進める等、相応の対策を講じておりますが、調達資金の多くをATM装填現金としてATM内に装填し利鞘を稼ぐための主体的な資金運用を行っておりません。金融政策変更や市況変化等に伴う大幅な金利変動により予期せぬ資金調達コストの上昇が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

(2) 法律改正等

当社は現行の法令・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来の法令改正等の内容及びその影響を予測し、コントロールすることは困難であり、将来に亘り当社の事業計画を想定どおり遂行できる保証はありません。

また、多重債務問題が社会的問題となる中で、過剰貸付けの抑制、金利体系の適正化等を行い、貸金業者に対する適正な規制を図るため、貸金業の規制等に関する法律（いわゆる「貸金業規制法」）を改正する法律が平成18年12月に公布され、これらの改正が段階的に施行されることとなっております。また、最近の判例でも、いわゆるグレーゾーン金利に関して、債務者による貸金業者に対する過払金返還請求権を広く認めております。このような法改正による貸金業者に対する規制の強化や最近の司法判断を踏まえて、貸金業者の多くは、新規貸付けを減少させ、債権の回収に努めております。

当社の提携先の中には、貸金業者も含まれており、当社のATM受入手数料総額における貸金業者からの受入手数料額は、平成20年3月期において33.1%を占めるため、貸金業者による貸付けの圧縮

等によってATM利用者が顕著に減少した場合には、当社のATM受入手数料収入の減少等により、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 監督官庁の規制等

当社は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業を営むことについての免許（免許書番号金監第1812号）の交付を受け、預金、為替業務をはじめとした種々の業務を営んでおります。ただし、銀行法第4条第4項の規定（注）に基づき当社の免許には一定の条件が付されており、今後、貸付等の新たな業務を行う場合には、改めて、監督官庁の長たる金融庁長官の承認が必要となります。したがって、承認申請の進捗状況によっては、当社の事業計画どおりに新規事業を展開できないおそれがあり、当社の業績及び財政状態に重要な悪影響を与えるおそれがあります。

銀行免許には、有効期限その他の期限は定められておりません。ただし、銀行業については、銀行法第26条及び第27条において、業務の停止等及び免許の取消等の要件が定められており、当該条文に定める要件に該当した場合、業務の停止及び免許の取消を命じられるおそれがあります。

現時点で、当社はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により業務の停止及び免許の取消等があった場合には、当社の事業活動に支障をきたすとともに当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を与えるおそれがあります。

（注） 銀行法第4条第4項：内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(4) 自己資本比率の悪化

当社は国内業務のみを営む銀行として、銀行法に基づく告示に従い4%の自己資本比率を維持することが求められています。平成20年3月末現在の当社の自己資本比率は43.89%であり、すぐにこの基準に抵触するおそれはありませんが、当社経営成績の悪化や本「事業等のリスク」に記載する様々な要因が単独又は複合的に影響することにより現在の自己資本比率が低下するおそれがあります。

(5) 個人情報漏洩

当社は、銀行業務を行うに際して、多数の個人情報ははじめとするお客さまの情報を取得し、利用しております。当社は個人情報の保護に関する法律に定められる個人情報取扱事業者として同法に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求等には十分留意し、その旨を「個人情報管理規程」に定め社内に周知徹底しております。さらに外部委託先との間で個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、厳格な管理を徹底しておりますが、大規模な情報漏洩等によりお客さま等に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの命令、罰則等の適用を受けるほか、当社への損害賠償請求や風評の悪化等により、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

12. 格付け変更

現在、当社は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズより長期カウンターパーティ格付け「A+」、短期カウンターパーティ格付け「A-1」、アウトルック「ポジティブ」及び銀行基礎信用力格付け「B」を得ているほか、株式会社格付投資情報センターから発行体格付「AA」、アウトルック「安定的」を得ておりますが、この格付けが将来に亘って維持できる保証はなく、引下げがあった場合には資金調達コストが増加するおそれがあります。

13. A T Mの調達方法の変更

当社は、平成17年7月より既存A T Mを新たに開発した第2世代A T Mに順次更新しております。既存A T Mは期間5年のリースで調達しておりましたが、リース期間満了を待たずに更新を行っていることから、残リース期間分のリース料をリース解約違約金として支払っており、平成20年度に実施する更新に伴うリース解約違約金についても合理的に見積もれる金額を引当金として計上しております。しかし、予期せぬ外的要因により、更新が計画通りに進捗せず、発生する費用及び引当金の変動がおそれがあります。

また、第2世代A T Mについては平成18年3月からリースではなく当社資産として購入しており、今後ともこれを継続する方針であります。リース期間（5年）に亘って均等に発生するリース料に比して、5年の償却期間に亘って定率法で償却する場合は、初期の段階において従来よりも費用が増加する一方で、終期においては費用が減少する傾向が想定されます。資金面では、リースと異なり一時に多額の資金を必要とすること、貸借対照表上では固定資産残高が順次増加することが想定されるため、貸借対照表の構成及び当社の損益に影響を及ぼすおそれがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 基本契約

会社名	契約内容	契約期間	手数料
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同社の主宰するセブン-イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に関する契約	契約締結日（平成13年5月7日）から5年間とし、期間満了日の6ヶ月前までに双方の書面による契約終了の意思表示のない限り、自動的に5年間更新されることになっており、現在自動更新期間中です。	ATM設置支払手数料のうち、固定手数料として、ATM1台につき月額一定額を支払うことに加え従量手数料として金融取引1件につき一定額を支払っております。
株式会社イトーヨーカ堂	同社の店舗等への当社のATM設置及び管理業務に関する契約	契約締結日（平成13年7月24日）から1年間とし、期間満了日の2ヶ月前までに双方いずれからも更新拒絶の意思表示のない限り、自動的に1年間更新されることになっており、現在自動更新期間中です。	ATM設置支払手数料のうち、固定手数料として、ATM1台につき月額一定額を支払うことに加え従量手数料として金融取引1件につき一定額を支払っております。

(2) 機械賃借契約

会社名	契約内容	契約期間	リース料
株式会社SEキャピタル	ATM機器リース契約	ATM設置の都度、引渡日を始期とする60ヶ月（5年間）	ATM設置の都度協議の上、リース料を決定しております。

(3) 業務提携契約

当社は、現金自動預入支払機に関する契約書を金融機関と締結し業務提携を行っております。当該契約に基づき、業務提携先の金融機関は、キャッシュカード等を貸与したお客さまに、当社ATMを介した代受（注1）、代払（注2）及び残高照会（注3）等のサービスを提供しております。

当社は、ATMを利用した本サービスの対価（残高照会を除きます）として、提携先金融機関よりATM受入手数料を受領しております。当社損益計算書上、当該ATM受入手数料は経常収益中の役務取引等収益に計上しており、当社の主要な収益源となっております。なお、提携先金融機関のうち、当社が各地域で現金準備等を依頼している提携先には、ATM支払手数料を支払っております。

- (注) 1. 提携先の顧客によるATMを介した入金取引に対する提携先の許可により、当社が提携先に代理して当該顧客よりその現金を受領し、当社の現金として保管すること。
 2. 提携先の顧客によるATMを介した出金取引に対する提携先の許可により、当社が提携先に代理して当社の所有する現金にて当該顧客に対し支払いを行うこと。
 3. 残高照会：提携先の顧客によるATM操作に基づく当該顧客の預金残高に関する情報の照会に対し、その結果を当社が提携先に代理してATMを介して当該顧客に表示すること。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たっては、「第5 経理の状況」中、「財務諸表等 (1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に則り見積り及び判断を行っております。

(2) 経営成績の分析

当事業年度は、A T M受入手数料等の増加により役務取引等収支が前事業年度比5,759百万円増加したことを主因に、業務粗利益が5,570百万円増加し72,188百万円となりました。この業務粗利益に、営業経費等を加減算した経常利益は、同371百万円減益の24,650百万円となりました。また、経常利益に特別損益及び法人税等を加減算した当期純利益は、同1,162百万円増益の13,830百万円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	66,617	72,188	5,570
資金運用収支	△1,112	△1,852	△739
役務取引等収支	68,384	74,143	5,759
その他業務収支	△653	△102	551
営業経費	41,574	47,379	5,804
一般貸倒引当金繰入額	24	—	△24
その他の損益	3	△158	△162
経常利益	25,021	24,650	△371
特別損益	△4,012	△1,306	2,706
税引前当期純利益	21,009	23,343	2,334
法人税、住民税及び事業税	9,564	8,736	△828
法人税等調整額	△1,223	777	2,000
当期純利益	12,667	13,830	1,162

(注) 業務粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (その他業務収益 - その他業務費用)

資金運用収支

有価証券利息配当金が増加した一方で、金利の上昇に伴う預金利息・譲渡性預金利息の増加及び平成18年12月に発行した社債の社債利息の増加を主因として、前事業年度比739百万円減少して△1,852百万円となりました。

役務取引等収支

A T M期間総利用件数は、前事業年度比80百万件増加し498百万件となりました。この件数の増加に伴い、A T M受入手数料収入が増加したことを主因として、同5,759百万円増加して74,143百万円となりました。

その他業務収支

前事業年度に計上した社債発行費や金融派生商品費用等の減少により、前事業年度比551百万円増加して△102百万円となりました。

営業経費

営業経費については、厳格なコスト・コントロールを行う一方、A T M事業に対する積極的な投資により減価償却費を中心に物件費が増加したことから、前事業年度比5,804百万円増加して47,379百万円となりました。

その他の損益

その他の損益については株式交付費及び株式上場に係る費用が発生したこと等により、前事業年度比162百万円減少して△158百万円となりました。

特別損益

主として第2世代A T Mへの更新に伴う損失が減少した結果、前事業年度比2,706百万円増加して△1,306百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

貸出金

貸出金は発生しておりませんので、リスク管理債権の残高はありません。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前事業年度末比19,465百万円減少して53,400百万円となりました。債権区分毎の残高は以下の通りであります。正常債権として区分計上されている債権は貸借対照表上において未収利息及びA T M仮払金等として計上されているものであり、A T M仮払金は提携金融機関との契約に基づく各々の金融機関の顧客の払出金の事業年度末残高であります。

債権の区分	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	72,865	53,400	△19,465
合計	72,865	53,400	△19,465

(注) 上記は金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくものです。

有価証券

商品有価証券は保有しておりません。

有価証券残高は前事業年度末比19,510百万円増加して97,849百万円となりました。有価証券のうち国債は為替決済及び日本銀行当座貸越取引の担保目的で取得したものであります。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
国債	78,194	97,555	19,360
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	144	294	150
その他の証券	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
外国株式	—	—	—
合計	78,338	97,849	19,510

(注) 国際業務部門の有価証券期末残高はありません。

繰延税金資産

リース解約損失引当金が減少した影響等により、前事業年度末比771百万円減少して1,373百万円となりました。

預金

預金は、法人の流動性預金が減少したこと及び譲渡性預金が減少したこと等により、前事業年度末比55,997百万円減少して219,138百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
流動性預金	171,707	137,162	△34,545
うち個人預金	57,981	66,834	8,853
うち法人預金	113,726	70,327	△43,399
定期性預金	15,955	33,204	17,249
うち個人預金	14,191	25,609	11,418
うち法人預金	1,764	7,595	5,831
その他の預金	173	182	8
譲渡性預金	87,300	48,590	△38,710
合計	275,136	219,138	△55,997

(注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。

2. 流動性預金＝普通預金

3. 定期性預金＝定期預金

純資産の部

純資産の部は、前事業年度末比15,124百万円増加して88,974百万円となりました。

株式上場時に自己株式を売出したことに伴い、取得価格と売出価格との差額分1,227百万円を資本剰余金に計上いたしました。

また、利益剰余金は、当期純利益13,830百万円を計上する一方で、剰余金の配当5,831百万円を支払った結果、26,755百万円となりました。

自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、前事業年度末比15,832百万円増加して83,918百万円となりました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加及び自己株式の減少が主な要因であります。

リスク・アセット等は同11,757百万円増加して191,173百万円となりました。これは、オペレーショナル・リスク相当額が1,682百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、単体自己資本比率（国内基準）は同5.94%上昇して43.89%となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は、20,995百万円であります。平成19年3月期に引き続き、第2世代ATMへの更新を積極的に進めており、海外カード対応や電子マネーチャージ対応に係るシステム開発も行っております。この他、増床や機能強化を目的にコールセンター（東京）を東京都江東区から東京都墨田区に移転しております。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成20年3月31日現在

店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	その他	合計	従業員数(人)
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
本店	東京都千代田区	店舗			276	64		341	172
横浜事務センター他	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	事務センター他			67	256		323	19
コールセンター(東京)	東京都墨田区	コールセンター			105	185		291	47
コールセンター(大阪)	大阪府豊中市	コールセンター			93	224		317	20
本店出張所	千葉県千葉市中央区他	店舗			69	21		91	18
ATM	東京都千代田区他	ATM				15,412		15,412	
本店他	東京都千代田区他	ソフトウェア					14,065	14,065	

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 建物（建物附属設備を除きます）は全て賃借であり、年間賃借料は661百万円であります。
 3. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
 4. 現在休止中の設備はありません。
 5. 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
ATM	東京都千代田区他	ATM		3,670
本店他	東京都千代田区他	勘定系システム機器		369

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成20年3月末現在において計画中的である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
A T M	東京都 千代田区他	動産	A T M	9,770		自己資金	平成20年4月	平成21年3月
本店他	東京都 千代田区他	その他	ソフト ウェア	6,700		自己資金	平成20年4月	平成21年3月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 除却

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,000	1,220,000	ジャスダック 証券取引所	—
計	1,220,000	1,220,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年9月1日 (注)	—	1,220,000	△30,500	30,500	30,500	30,500

(注) 資本金61,000百万円の半分を減資し、資本準備金に振替えております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	62	16	221	151	3	19,571	20,024	—
所有株式数(株)	—	340,469	2,323	685,139	107,536	26	84,507	1,220,000	—
所有株式数の割合(%)	—	27.90	0.19	56.16	8.82	0.00	6.93	100.00	—

(注) 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	303,639	24.88
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	196,961	16.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	75,370	6.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	53,525	4.38
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	52,400	4.29
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田古町48-1	30,000	2.45
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London (東京都港区六本木6-10-1)	23,428	1.92
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	20,000	1.63
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	15,000	1.22
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	15,000	1.22
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	15,000	1.22
計	—	800,323	65.60

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち20,277株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち34,081株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,000	1,220,000	株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,000	—	—
総株主の議決権	—	1,220,000	—

(注)上記「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3株(議決権3個)含まれております。

【自己株式等】

該当ありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

(平成20年6月18日定時株主総会決議及び取締役会決議)

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会及び同日開催の取締役会において決議したものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月18日	
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役を除く) 5名	執行役員(取締役を除く) 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	
株式の数(株)	300株	36株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額である。	
新株予約権の行使期間	平成20年7月23日から平成50年7月22日まで	
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	・新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
	・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記契約に定めるところによる。 ・その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	

(注) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」といいます）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切捨てます。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

7. 新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

8. 再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下に準じて決定します。

(1) 当社は、新株予約権者が上記表中「新株予約権の行使の条件」の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができます。

(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(3) 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当ありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	53,350	7,095,550,000	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	300	39,300,000	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当社従業員持株会への売却であります。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当の実現ができるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を目標とし、配当回数については、平成21年3月期から年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度は、業績を踏まえ、1株当たりの期末配当金を4,200円としております。

内部留保資金の用途については、今後のATM装填現金増加への備えとすることとしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成20年5月29日取締役会決議	5,124	4,200

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高（円）	—	—	—	—	228,000
最低（円）	—	—	—	—	161,000

(注) 1. 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. 当社株式は、平成20年2月29日からジャスダック証券取引所に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高（円）	—	—	—	—	174,000	228,000
最低（円）	—	—	—	—	161,000	163,000

(注) 1. 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. 当社株式は、平成20年2月29日からジャスダック証券取引所に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	安齋 隆	昭和16年1月17日	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 日本銀行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取 締役（現任）	注4	400
取締役	人事部長	若杉 正敏	昭和21年1月19日	昭和44年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成8年6月 同行取締役人事グループ統括部長兼人事部研 修室長 平成9年10月 長銀証券株式会社専務取締役 平成10年6月 長銀ウォーバーク証券会社マネージングダイ レクタ 平成11年6月 株式会社レナウン第二営業本部長 平成12年9月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常務取締役 平成15年3月 当社常務取締役リスク統括室長 平成18年6月 当社取締役専務執行役員リスク統括室長 平成19年6月 当社取締役専務執行役員 平成19年10月 当社取締役専務執行役員人事部長（現任）	注4	230
取締役	システム部長	池田 俊明	昭和23年4月9日	昭和47年4月 株式会社三和銀行入行 平成6年5月 同行システム部副部長 平成9年5月 同行室町支店長 平成11年4月 パートナース投信株式会社派遣 平成12年4月 同行リテール統括部調査役 平成13年4月 当社取締役システム部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員システム部長 （現任）	注4	160
取締役	企画部長	二子石 謙輔	昭和27年10月6日	昭和52年4月 株式会社三和銀行入行 平成13年4月 株式会社U F J ホールディングスリテール企 画部長 平成14年1月 株式会社U F J 銀行五反田法人営業部長 平成15年10月 当社入社 平成15年11月 当社業務推進部長 平成16年6月 当社取締役業務推進部長 平成18年5月 当社取締役企画部長兼業務推進部長 平成18年6月 当社取締役執行役員企画部長兼業務推進部長 平成18年10月 当社取締役執行役員企画部長 平成19年11月 当社取締役常務執行役員企画部長（現任）	注4	160

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	業務推進部長	舟竹 泰昭	昭和31年11月29日	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成13年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長 平成13年12月 当社入社 平成14年10月 当社事業開発部長 平成15年3月 当社事業開発部部長 平成16年6月 当社事業開発部長 平成18年5月 当社業務開発部長 平成18年6月 当社執行役員業務開発部長 平成18年10月 当社執行役員業務推進部長 平成20年6月 当社取締役執行役員業務推進部長(現任)	注4	123
取締役 (非常勤)	—	櫻井 孝穎	昭和7年10月30日	昭和30年4月 第一生命保険相互会社入社 昭和56年7月 同社取締役財務第一部長 昭和58年4月 同社常務取締役財務企画部長 昭和61年4月 同社代表取締役副社長 昭和62年4月 同社代表取締役社長 平成9年4月 同社代表取締役会長 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成16年7月 第一生命保険相互会社相談役(現任)	注4	20
取締役 (非常勤)	—	大橋 洋治	昭和15年1月21日	昭和39年4月 全日本空輸株式会社入社 平成5年6月 同社取締役成田空港支店長 平成9年6月 同社常務取締役人事勤労本部長 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長 平成19年4月 同社取締役会長(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	注4	—
取締役 (非常勤)	—	田村 敏和	昭和15年1月30日	昭和37年4月 野村證券株式会社入社 昭和59年11月 同社経理部長 昭和61年11月 同社管理部長 昭和62年12月 日本合同ファイナンス株式会社取締役企画部長 平成2年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成10年6月 株式会社ジャフコ代表取締役専務 平成12年7月 学校法人産業能率大学常務理事 産能大学客員教授 平成13年12月 同大学副学長 教授 平成14年4月 同大学図書館長 同大学大学院経営情報学研究科研究科長 平成17年6月 産能短期大学副学長 教授 平成20年5月 学校法人産業能率大学常務理事退任 平成20年6月 当社取締役(現任)	注4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	—	佐藤 信武	昭和13年8月8日	昭和39年11月 株式会社イトーヨーカ堂入社 昭和58年4月 同社常務取締役 昭和60年5月 同社専務取締役 平成5年5月 同社取締役副社長 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役副会長(現任) [他の会社の代表状況] 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者	注4	150
取締役 (非常勤)	—	氏家 忠彦	昭和20年5月22日	昭和55年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成2年5月 同社取締役企画室総括マネージャー 平成7年5月 同社取締役企画室長兼財務本部長 平成9年5月 同社常務取締役企画室長兼財務本部長 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成13年5月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン専務取締役企画室長兼財務本部長 平成15年5月 同社取締役専務執行役員 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役専務執行役員最高財務責任者(CFO)(現任) 平成18年5月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役専務執行役員企画室長兼財務本部長 平成19年5月 同社取締役専務執行役員企画室管掌兼財務本部長(現任) [他の会社の代表状況] 株式会社SEキャピタル代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ代表取締役社長	注4	150
常勤監査役	—	田中 英夫	昭和13年2月3日	昭和35年4月 株式会社静岡銀行入行 平成元年6月 同行取締役市場営業部長 平成3年6月 同行常務取締役 平成9年6月 同行専務取締役 平成11年10月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常勤監査役(現任)	注5	—
監査役 (非常勤)	—	日野 正晴	昭和11年1月9日	昭和36年4月 検事任官 平成9年2月 名古屋高等検察庁検事長 平成10年6月 金融監督庁長官 平成12年7月 金融庁長官 平成13年1月 金融庁顧問(平成14年6月迄) 平成13年2月 弁護士登録 平成17年6月 当社監査役(現任)	注5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	—	岸本 幸子	昭和33年3月9日	昭和55年4月 株式会社トーメン入社 昭和63年9月 株式会社住信基礎研究所入所 平成12年1月 特定非営利活動法人パブリックリソース センター理事兼事務局長(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	注5	—
監査役 (非常勤)	—	佐藤 政行	昭和27年7月9日	昭和54年11月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成11年1月 同社情報システム本部営業システム部統括 マネージャー 平成15年12月 同社情報システム本部長代行 平成16年5月 同社執行役員情報システム本部長 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成18年1月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 執行役員システム企画部C V Sシステム シニアオフィサー(現任)	注5	20
計						1,413

- (注) 1. 取締役櫻井 孝穎、大橋 洋治、田村 敏和、佐藤 信武及び氏家 忠彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役はすべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、平成18年6月より執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。
現在の執行役員は、以下のとおりであります。
執行役員社長 安齋 隆
専務執行役員 若杉 正敏 (人事部長)
常務執行役員 池田 俊明 (システム部長)
常務執行役員 二子石 謙輔 (企画部長)
執行役員 舟竹 泰昭 (業務推進部長)
執行役員 白井 信雄 (総務部長)
執行役員 山崎 直紀 (お客さまサービス部長)
執行役員 山崎 勉 (ATM業務管理部長)
4. 取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

また、監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、社員2名を配置しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を平成18年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取り締役に報告する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合には速やかに開示する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有する7&iグループの一員として、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部署の社員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できる。取締役は、監査役の求めに応じ監査業務の補助者を置く。

監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役の補助者の人事異動及び人事評価につき事前に取締役より報告を受け、必要ある場合にはその変更を取締役に申し入れることができる。

取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役に対し、法定の事項に加え、重要な事項を速やかに報告する。取締役は、監査役会から監査方針・監査実施状況等の説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と

協議して定め、その報告を行う。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。

(3) コンプライアンス体制の状況

当社は、法令等の社会的規範の遵守は社会から信頼をしていただく当然の前提であると考え、また、銀行としての公共的使命の高さと社会的責任の重さを十分に認識し、経営の最重要課題であるコンプライアンスの徹底のために以下のとおり取り組んでおります。

コンプライアンス体制

当社では、各部署の責任者をコンプライアンスオフィサーとし、担当部署におけるコンプライアンスの徹底やトラブル案件等の相談窓口としての役割を果たさせるとともに、リスク統括室担当役員による全社に亘る統括管理の下、リスク統括室を全社の統括部署として、自己責任、自助努力、相互牽制による自己検証機能を有する組織の確立を図っております。コンプライアンス全般についての重要事項については、経営会議の諮問機関である「コンプライアンス委員会」にて検討、評価を行う体制をとっております。

コンプライアンス・プログラム

当社では、事業年度ごとに、コンプライアンスに関する具体的な実践計画としての「コンプライアンス・プログラム」を制定しております。当社のコンプライアンスに関する具体的な活動は、この「コンプライアンス・プログラム」により実施されております。取締役会において、各期のプログラムの進捗状況、実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえ、翌期のプログラムを策定しております。

コンプライアンス・マニュアル

当社では、コンプライアンス徹底のため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、社員全員に配付しています。この内容は、法令の改廃等必要に応じて改訂しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を徹底するため、「コンプライアンス・プログラム」に従い、各種コンプライアンス研修を行っております。

(4) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、他の業務部門から独立した取締役社長直属の内部監査部門として監査部（平成20年3月31日現在8名）を設置し、

法令遵守体制、法令遵守状況の検証

リスク管理体制、リスク管理状況の検証

各業務部署の内部管理体制、内部管理の適切性・有効性の検証

上記 に基づく内部管理体制の評価及び問題点の発見・指摘並びに改善方法の提言

を行っております。監査結果については、取締役社長及び経営会議に報告しております。監査部は全部署に対して原則として年1回以上、一般内部監査を行っているほか、現物取扱部署については別途現物監査を実施しております。また、自己査定都度の自己査定監査を実施しているほか、基幹システムについては全システムの関連部署及び開発委託先等を対象に年1回、システム監査を実施しております。なお、重要な外部委託業務については、別途外部委託先と合意した範囲で、外部委託先に対する監査を実施しております。

監査役は、取締役会に出席すること等により取締役の職務執行を監査し、業務監査及び会計監査を実施するとともに、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。監査役会は各監査役から提出された監査報告書に基づき、事業年度に係る監査報告を作成しております。また、監査役会と会計監査人は定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 井上 寅喜氏

指定社員 業務執行社員 小澤 陽一氏

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他10名

(5) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役及び社外監査役は、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係を有さず、当社との間に利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役は「5 役員 の状況」に記載のとおり、当社株式を保有しておりますが、この事実を除き、資本的関係を有していません。

社外取締役櫻井孝頼氏は第一生命保険相互会社の相談役であり、当社は同社との間でATMに係る「現金自動預入支払機に関する契約書」を締結する業務提携を行っており、当社ATMの利用及び本サービスの対価として同社よりATM利用手数料を受領しております。

社外取締役佐藤信武氏は当社議決権の16.14%を所有する株式会社イトーヨーカ堂の取締役副会長、当社議決権の6.74%を所有する株式会社ヨークベニマル^(注)の代表取締役会長最高経営責任者であります。当社は当該2社との間で同社の店舗等に対する当社のATM設置及び管理業務に係る基本契約を締結し、当該契約に基づきATM設置支払手数料を支払っております。なお、当該2社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社であります。

社外取締役氏家忠彦氏は当社議決権の24.88%を所有する株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取締役及び株式会社SEキャピタルの代表取締役社長であり、当社は株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの間で同社の主宰するセブン-イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に係る基本契約を締結し、当該契約に基づきATM設置支払手数料を支払っております。また、株式会社SEキャピタルには、当社の運営するATMについてリース契約に基づく機械賃借料及びリース解約金を支払っております。なお、当該2社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社であります。

(注) 株式会社ヨークベニマルが直接保有する当社議決権(4.29%)と同社の100%子会社である株式会社ライフフーズを通じて間接保有する当社議決権(2.45%)の合計

(6) 社外取締役、社外監査役との責任限定契約内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨、定款に定めております。

(8) 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、将来の資本政策等の機動性を確保するために取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(11) 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、将来の資本政策等の機動性確保を目的に、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めております。

(12) 役員報酬の内容

第7期事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	役員報酬	株主総会決議の限度額	役員賞与
社内取締役	148	200	—
社外取締役	14		
社内監査役	—	70	—
社外監査役	26		

(13) 監査報酬の内容

第7期事業年度における当社の会計監査人であるあずさ監査法人に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報酬額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額	67
上記以外の報酬(注)	3

(注) 主な内容は、財務報告に係る内部統制の整備に対する助言業務等についての対価であります。

第5 【経理の状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の財務諸表は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成20年1月22日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．当社は子会社等がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		254,757	47.82	267,277	54.75
現金		242,556		260,533	
預け金		12,200		6,743	
コールローン		94,500	17.74	28,000	5.74
有価証券	※1	78,338	14.70	97,849	20.04
国債		78,194		97,555	
株式		144		294	
その他資産		80,384	15.09	61,697	12.64
前払費用		263		272	
前払年金費用		84		118	
未収収益		6,562		7,246	
金融派生商品		24		76	
ATM仮払金		72,783		53,280	
その他の資産	※1	666		702	
有形固定資産	※2	9,024	1.69	17,212	3.53
建物		237		729	
建設仮勘定		133		—	
ATM		—		15,412	
その他の有形固定資産		8,653		1,070	
無形固定資産		13,677	2.57	14,794	3.03
ソフトウェア		10,988		14,065	
ソフトウェア仮勘定		2,671		712	
その他の無形固定資産		17		15	
繰延税金資産		2,145	0.40	1,373	0.28
貸倒引当金		△70	△0.01	△67	△0.01
資産の部合計		532,757	100.00	488,137	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※3	187,836	35.26	170,548	34.94
普通預金		171,707		137,162	
定期預金		15,955		33,204	
その他の預金		173		182	
譲渡性預金	※3	87,300	16.39	48,590	9.95
コールマネー		—	—	1,700	0.35
借入金		65,000	12.20	65,000	13.32
社債		75,000	14.08	75,000	15.36
その他負債		40,941	7.68	36,479	7.47
未払法人税等		7,799		4,106	
未払費用		3,412		3,618	
前受収益		32		12	
A T M仮受金		19,155		21,238	
取引約定未払金		8,238		5,528	
その他の負債		2,303		1,975	
賞与引当金		199	0.04	245	0.05
役員退職慰労引当金		231	0.04	270	0.06
リース解約損失引当金		2,310	0.43	1,328	0.27
事業所移転損失引当金		87	0.02	—	—
負債の部合計		458,907	86.14	399,162	81.77
(純資産の部)					
資本金		30,500	5.72	30,500	6.25
資本剰余金		30,505	5.73	31,739	6.50
資本準備金		30,500		30,500	
その他資本剰余金		5		1,239	
利益剰余金		18,756	3.52	26,755	5.48
その他利益剰余金		18,756		26,755	
繰越利益剰余金		18,756		26,755	
自己株式		△5,901	△1.11	—	—
株主資本合計		73,861	13.86	88,994	18.23
その他有価証券評価差額金		△11	△0.00	△19	△0.00
評価・換算差額等合計		△11	△0.00	△19	△0.00
純資産の部合計		73,849	13.86	88,974	18.23
負債及び純資産の部合計		532,757	100.00	488,137	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		75,427	100.00	83,663	100.00
資金運用収益		422		893	
有価証券利息配当金		284		532	
コールローン利息		116		331	
預け金利息		20		29	
役務取引等収益		74,875		82,471	
受入為替手数料		365		477	
A T M受入手数料		73,124		80,192	
その他の役務収益		1,385		1,801	
その他業務収益				23	
金融派生商品収益				23	
その他経常収益		129		273	
その他の経常収益		129		273	
経常費用		50,405	66.83	59,012	70.54
資金調達費用		1,534		2,746	
預金利息		224		432	
譲渡性預金利息		192		535	
コールマネー利息		28		37	
借入金利息		661		684	
社債利息		427		1,057	
役務取引等費用		6,491		8,328	
支払為替手数料		155		200	
A T M設置支払手数料		6,150		7,796	
A T M支払手数料		158		306	
その他の役務費用		26		25	
その他業務費用		653		126	
外国為替売買損				7	
国債等債券償還損		105		118	
社債発行費償却		246			
金融派生商品費用		301			
営業経費		41,574		47,379	
その他経常費用		151		432	
貸倒引当金繰入額		25			
その他の経常費用	1	126		432	
経常利益		25,021	33.17	24,650	29.46

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益	2			3	0.00
貸倒引当金戻入益				3	
特別損失		4,012	5.32	1,310	1.56
固定資産処分損		77		99	
リース解約損失		1,396			
リース解約損失引当金繰入額		2,310		1,014	
その他の特別損失		228		195	
税引前当期純利益		21,009	27.85	23,343	27.90
法人税、住民税及び事業税		9,564	12.68	8,736	10.44
法人税等調整額		1,223	1.62	777	0.93
当期純利益		12,667	16.79	13,830	16.53

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	61,000	—	—	—	6,089	—	67,089
事業年度中の変動額							
資本金から資本準備金への振替	△30,500	30,500		30,500			—
当期純利益				—	12,667		12,667
自己株式の取得				—		△5,940	△5,940
自己株式の処分			5	5		38	44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—			—
事業年度中の変動額合計(百万円)	△30,500	30,500	5	30,505	12,667	△5,901	6,772
平成19年3月31日残高(百万円)	30,500	30,500	5	30,505	18,756	△5,901	73,861

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△8	△8	67,080
事業年度中の変動額			
資本金から資本準備金への振替		—	—
当期純利益		—	12,667
自己株式の取得		—	△5,940
自己株式の処分		—	44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2	△2	△2
事業年度中の変動額合計(百万円)	△2	△2	6,769
平成19年3月31日残高(百万円)	△11	△11	73,849

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	30,500	30,500	5	30,505	18,756	△ 5,901	73,861
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				—	△ 5,831		△ 5,831
当期純利益				—	13,830		13,830
自己株式の処分			1,233	1,233		5,901	7,134
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—			—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	1,233	1,233	7,998	5,901	15,133
平成20年3月31日残高(百万円)	30,500	30,500	1,239	31,739	26,755	—	88,994

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△11	△11	73,849
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		—	△5,831
当期純利益		—	13,830
自己株式の処分		—	7,134
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△8	△8	△8
事業年度中の変動額合計(百万円)	△8	△8	15,124
平成20年3月31日残高(百万円)	△19	△19	88,974

【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		21,009	23,343
減価償却費		5,412	11,491
貸倒引当金の純増減(△)		25	△3
リース解約損失引当金の純増減(△)		2,310	△982
事業所移転損失引当金の純増減(△)		87	△87
資金運用収益		△422	△893
資金調達費用		1,534	2,746
有価証券関係損益(△)		105	118
固定資産処分損益(△)		77	99
預金の純増減(△)		6,065	△17,287
譲渡性預金の純増減(△)		72,190	△38,710
コールローン等の純増(△)減		△94,500	66,500
コールマネー等の純増減(△)		—	1,700
普通社債の発行・償還による純増減(△)		60,000	—
ATM未決済資金の純増(△)減		△27,332	21,585
資金運用による収入		418	651
資金調達による支出		△1,144	△2,695
その他		△302	△625
小計		45,535	66,949
法人税等の支払額		△5,784	△12,426
営業活動によるキャッシュ・フロー		39,750	54,523
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△162,178	△434,594
有価証券の償還による収入		145,500	412,500
有形固定資産の取得による支出		△10,178	△14,890
無形固定資産の取得による支出		△5,358	△6,322
投資活動によるキャッシュ・フロー		△32,215	△43,307
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の取得による支出		△5,940	—
自己株式の処分による収入		44	7,134
配当金支払額		—	△5,831
財務活動によるキャッシュ・フロー		△5,895	1,303
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		1,640	12,519
VI 現金及び現金同等物の期首残高		253,117	254,757
VII 現金及び現金同等物の期末残高		254,757	267,277

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を引当計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(5) リース解約損失引当金</p> <p>新世代ATMへの入替えのため、従来のATMをリース契約期間終了前に解約することにより将来発生する損失に備えて、新世代ATM入替計画等に基づいて合理的に見積もった額を「リース解約損失引当金」として計上しております。</p>	<p>(5) リース解約損失引当金</p> <p>第2世代ATMへの入替えのため、従来のATMをリース契約期間終了前に解約することにより将来発生する損失に備えて、第2世代ATM入替計画等に基づいて合理的に見積もった額を「リース解約損失引当金」として計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、A T Mのリース解約を起因とする損失は、リース契約の解約時に計上しておりましたが、これまでの入替実績に基づき、合理的な入替計画を策定するための手法が整備されたことを契機に、期間損益計算の一層の適正化及び財務内容の健全化を図ることを目的として、当事業年度から新世代A T M入替計画等に基づいて合理的に見積もった額をリース解約損失引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益に影響はなく、税引前当期純利益は2,310百万円減少しており、当期純利益は1,370百万円減少しております。</p>	
	<p>(6) 事業所移転損失引当金</p> <p>事業所の移転に伴い将来発生する損失に備えて、原状回復費用及びその他移転関連費用等を合理的に見積もった額を「事業所移転損失引当金」として計上しております。</p>	<p>_____</p>
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	<p>同左</p>

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は73,849百万円であります。 なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。 (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以降に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用しております。これによる財務諸表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(3)「その他資産」に内訳表示していた「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」は、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」として表示しております。</p> <p>(キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」、「ソフトウェアの取得による支出」は、それぞれ「有形固定資産の取得による支出」、「無形固定資産の取得による支出」等として表示しております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>有価証券等の取引に際して、取引の約定時点を基準として貸借対照表上での認識を行うことに伴う未受渡し代金相当額につきましては、従来「その他の負債」に含めて表示しておりましたが、重要性が増加したため、当事業年度より「取引約定未払金」として区分掲記しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>「有形固定資産」中の「ATM」は、従来、「その他の有形固定資産」に含めて表示しておりましたが、重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券69,956百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は522百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,456百万円</p> <p>※3. 関係会社項目 関係会社に対する負債には次のものがあります。 普通預金 75,380百万円 譲渡性預金 50,000百万円</p> <p>4. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 30,000百万円 借入実行残高 — 差引額 30,000百万円</p> <p>5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上する必要があります。 当事業年度においては、剰余金の配当を実施しておりませんので、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありませぬ。</p>	<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券92,027百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は587百万円あります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,506百万円</p> <p>※3. 関係会社項目 関係会社に対する負債には次のものがあります。 普通預金 35,931百万円 譲渡性預金 10,000百万円</p> <p>4. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 15,000百万円 借入実行残高 — 差引額 15,000百万円</p> <p>5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。 なお、当社は資本準備金の額が資本金の額以上であることから、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありませぬ。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※2. 「その他の特別損失」は、翌事業年度の事業所移転により耐用年数を見直した固定資産の臨時償却費140百万円及び事業所移転損失引当金繰入額87百万円あります。</p>	<p>※1. 「その他の経常費用」には、株式交付費49百万円及び株式上場に係る費用277百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 「その他の特別損失」には、業務委託契約変更に伴う支出177百万円を含んでおります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	—	54	0	53	(注)
合計	—	54	0	53	

(注) 自己株式の増加54千株は、平成18年6月16日付定時株主総会決議に基づく買受けによる増加、減少0千株は、平成18年12月1日付取締役会決議に基づく処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	利益剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成18年3月 31日残高	当事業年度中の 変動額	平成19年3月 31日残高
繰越利益剰余金	6,089百万円	12,667百万円	18,756百万円

Ⅱ 当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	53	—	53	—	(注)
合計	53	—	53	—	

(注) 自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。
平成19年8月3日付取締役会決議に基づく処分による減少0千株
平成20年1月22日付取締役会決議に基づく売出による減少53千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	利益剰余金	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月 31日残高	当事業年度中の 変動額	平成20年3月 31日残高
繰越利益剰余金	18,756百万円	7,998百万円	26,755百万円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成19年3月31日現在	平成20年3月31日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
254,757	267,277
254,757	267,277

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">動産</td> <td style="text-align: right;">24,368百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">475百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">24,843百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">動産</td> <td style="text-align: right;">13,442百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">172百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">13,615百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">動産</td> <td style="text-align: right;">10,926百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">302百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">11,228百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,499百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">6,873百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">11,372百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">6,153百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">5,939百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">245百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	24,368百万円	その他	475百万円	合計	24,843百万円	動産	13,442百万円	その他	172百万円	合計	13,615百万円	動産	10,926百万円	その他	302百万円	合計	11,228百万円	1年内	4,499百万円	1年超	6,873百万円	合計	11,372百万円	支払リース料	6,153百万円	減価償却費相当額	5,939百万円	支払利息相当額	245百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">動産</td> <td style="text-align: right;">13,907百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">502百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">14,409百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">動産</td> <td style="text-align: right;">8,483百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">273百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,756百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">動産</td> <td style="text-align: right;">5,424百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">229百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,653百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,730百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,047百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,777百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,961百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3,774百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">158百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	13,907百万円	その他	502百万円	合計	14,409百万円	動産	8,483百万円	その他	273百万円	合計	8,756百万円	動産	5,424百万円	その他	229百万円	合計	5,653百万円	1年内	2,730百万円	1年超	3,047百万円	合計	5,777百万円	支払リース料	3,961百万円	減価償却費相当額	3,774百万円	支払利息相当額	158百万円
動産	24,368百万円																																																												
その他	475百万円																																																												
合計	24,843百万円																																																												
動産	13,442百万円																																																												
その他	172百万円																																																												
合計	13,615百万円																																																												
動産	10,926百万円																																																												
その他	302百万円																																																												
合計	11,228百万円																																																												
1年内	4,499百万円																																																												
1年超	6,873百万円																																																												
合計	11,372百万円																																																												
支払リース料	6,153百万円																																																												
減価償却費相当額	5,939百万円																																																												
支払利息相当額	245百万円																																																												
動産	13,907百万円																																																												
その他	502百万円																																																												
合計	14,409百万円																																																												
動産	8,483百万円																																																												
その他	273百万円																																																												
合計	8,756百万円																																																												
動産	5,424百万円																																																												
その他	229百万円																																																												
合計	5,653百万円																																																												
1年内	2,730百万円																																																												
1年超	3,047百万円																																																												
合計	5,777百万円																																																												
支払リース料	3,961百万円																																																												
減価償却費相当額	3,774百万円																																																												
支払利息相当額	158百万円																																																												

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「株式」を記載しております。

I 前事業年度

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	78,213	78,194	△19	0	19
国債	78,213	78,194	△19	0	19
合計	78,213	78,194	△19	0	19

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

該当ありません。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	144

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	78,194	—	—	—
国債	78,194	—	—	—
合計	78,194	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。

II 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	97,588	97,555	△33	0	33
国債	97,588	97,555	△33	0	33
合計	97,588	97,555	△33	0	33

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当ありません。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	294

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	97,555	—	—	—
国債	97,555	—	—	—
合計	97,555	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前事業年度

該当ありません。

II 当事業年度

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前事業年度

○ その他有価証券評価差額金 (平成19年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△19
その他有価証券	△19
(+) 繰延税金資産	7
その他有価証券評価差額金	△11

II 当事業年度

○ その他有価証券評価差額金 (平成20年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△33
その他有価証券	△33
(+) 繰延税金資産	13
その他有価証券評価差額金	△19

(デリバティブ取引関係)

I 前事業年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することにより、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

(3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種 類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	35,000	24	24
	受取変動・支払固定	35,000	35,000	24	24
	合 計	—	—	24	24

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 特例処理を適用している金利スワップ取引は上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

II 当事業年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することであり、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

(3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種 類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	—	76	76
	受取変動・支払固定	35,000	—	76	76
	合 計	—	—	76	76

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△491	△730
年金資産 (B)	227	371
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△264	△359
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	308	442
未認識過去勤務債務 (F)	40	35
貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	84	118
前払年金費用 (H)	84	118
退職給付引当金 (G) - (H)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	63	81
利息費用	9	12
期待運用収益	△5	△7
過去勤務債務の費用処理額	5	5
数理計算上の差異の費用処理額	28	36
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	—	1
退職給付費用	101	128

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
(1) 割引率	2.5%	同左
(2) 期待運用収益率	3.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年 (その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当ありません。

II 当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>リース解約損失引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">940</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">581</td> </tr> <tr> <td>減価償却費損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">397</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">81</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,179</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td style="text-align: right;">△34</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△34</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,145</td> </tr> </table>	繰延税金資産		リース解約損失引当金損金算入限度超過額	940	未払事業税	581	減価償却費損金算入限度超過額	397	役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	94	賞与引当金損金算入限度超過額	81	貸倒引当金損金算入限度超過額	28	その他	56	繰延税金資産合計	2,179	繰延税金負債		前払費用	△34	繰延税金負債合計	△34	繰延税金資産の純額	2,145	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>リース解約損失引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">540</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">327</td> </tr> <tr> <td>減価償却費損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">286</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">99</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,422</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td style="text-align: right;">△48</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△48</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,373</td> </tr> </table>	繰延税金資産		リース解約損失引当金損金算入限度超過額	540	未払事業税	327	減価償却費損金算入限度超過額	286	役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	110	賞与引当金損金算入限度超過額	99	貸倒引当金損金算入限度超過額	27	その他	29	繰延税金資産合計	1,422	繰延税金負債		前払費用	△48	繰延税金負債合計	△48	繰延税金資産の純額	1,373
繰延税金資産																																																					
リース解約損失引当金損金算入限度超過額	940																																																				
未払事業税	581																																																				
減価償却費損金算入限度超過額	397																																																				
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	94																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	81																																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	28																																																				
その他	56																																																				
繰延税金資産合計	2,179																																																				
繰延税金負債																																																					
前払費用	△34																																																				
繰延税金負債合計	△34																																																				
繰延税金資産の純額	2,145																																																				
繰延税金資産																																																					
リース解約損失引当金損金算入限度超過額	540																																																				
未払事業税	327																																																				
減価償却費損金算入限度超過額	286																																																				
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	110																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	99																																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	27																																																				
その他	29																																																				
繰延税金資産合計	1,422																																																				
繰延税金負債																																																					
前払費用	△48																																																				
繰延税金負債合計	△48																																																				
繰延税金資産の純額	1,373																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左</p>																																																				

(持分法損益等)

I 前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当ありません。

II 当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者との取引】

I 前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の関係会社	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有直接 26.03	兼任1名	A T M設置及び管理業務に係る事務委任契約	A T M設置支払手数料の支払	6,024	未払費用	626

取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して、当事業年度に料率を見直した結果、694百万円増加しております。

(注) 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の関係会社の子会社	株式会社S Eキャピタル (注) 1.	東京都千代田区	75	リース業	— (—)	兼任1名	機器のリース	機械賃借料の支払	6,200	未払費用	71
								リース契約解除金の支払	1,286		

取引条件及び取引条件の決定方針等

機械賃借料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

リース契約に係る解除条件及び解除条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

(注) 1. 株式会社S Eキャピタルは、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの子会社であります。
2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

II 当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社	株式会社セ ブン-イレ ブン・ジャ パン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	被所有 直接 24.88	兼任1名	A T M設 置及び管 理業務に 係る事務 委任契約	A T M設置 支払手数料 の支払	7,645	未払費用	708

取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

(注) 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

(3) 子会社等

該当ありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	株式会社S Eキャピタ ル	東京都 千代田区	75	リース業	- (-)	兼任1名	機器のリ ース	機械賃借料 の支払	4,060	未払費用	168
								リース契約 解除金の支 払	1,947		

取引条件及び取引条件の決定方針等

機械賃借料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

リース契約に係る解除条件及び解除条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

機器のリース契約の中途解約に伴い、解約金を1,947百万円支払っております。これによりリース解約損失引当金1,947百万円を取り崩しております。

(注) 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	63,317円15銭	72,930円25銭
1株当たり当期純利益	円	10,736円56銭	11,808円84銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益		10,736円56銭	11,808円84銭
当期純利益	百万円	12,667	13,830
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	12,667	13,830
普通株式の期中平均株式数	千株	1,179	1,171

2. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当ありません。	<p>(ストック・オプション)</p> <p>当社は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会及び同日開催された当社取締役会においてストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>ストック・オプションの内容</p> <p>1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由</p> <p>当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、退職慰労金制度を廃止し、これと同等の経済価値を有する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、年額60百万円を限度として当社の取締役(社外取締役を除く 以下同じ)に対して新たに発行する。</p> <p>また、執行役員(取締役を除く 以下同じ)に対する報酬制度についても、同様の目的から退職金を廃止し、これと同等の経済価値を有する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行する。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>2. 新株予約権の割当てを受ける者 当社取締役 5名 当社執行役員 3名</p> <p>3. 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社取締役に対して当社普通株式、300株とする。 当社執行役員に対して当社普通株式、36株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株に満たない端数は切捨てるものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 当社取締役に対して300個とする。 当社執行役員に対して36個とする。 新株予約権1個につき目的である株式数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式1株とする。 上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。 ただし、(1)により新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む以下同じ）付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否 取締役 新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p style="text-align: center;">執行役員</p> <p>新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、金銭の払込に代えて、執行役員が職務執行の対価として当社に対して有する報酬債権と相殺するものとし、有利な条件による発行には該当しない。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に(2)に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成20年7月23日から平成50年7月22日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の権利行使の条件 新株予約権者は、取締役については当社の取締役の地位を、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 当社は、新株予約権者が(8)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>新株予約権者が「新株予約権割当て契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10)組織再編時の取扱い</p> <p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 (8)に準じて決定する。</p> <p>再編対象会社による新株予約権の取得事由 (9)に準じて決定する。</p> <p>(11)端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(12)新株予約権の割当て日 平成20年7月22日</p>

【附属明細表】

当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	—	—	—	—	—	—	—
建物	440	670	237	873	143	120	729
建設仮勘定	133	17	150	—	—	—	—
A T M	10,332	13,750	2	24,080	8,668	6,746	15,412
その他の有形 固定資産	574	1,286	95	1,765	695	443	1,070
有形固定資産計	11,480	15,725	486	26,719	9,506	7,309	17,212
無形固定資産							
ソフトウェア	22,833	7,280	254	29,858	15,792	4,180	14,065
ソフトウェア 仮勘定	2,671	1,091	3,050	712	—	—	712
その他の無形 固定資産	18	0	—	19	3	1	15
無形固定資産計	25,524	8,372	3,305	30,590	15,796	4,181	14,794

(注) 1. 「有形固定資産」中の「A T M」は、従来、「その他の有形固定資産」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

2. 当期増加額の主な内訳

A T M	第2世代A T Mへの更新	13,750百万円
ソフトウェア	A T M機能追加	3,284百万円
	勘定系システム機能追加	1,523百万円
	A T M C C / T Cシステム更改	898百万円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成15年 12月10日	15,000	15,000 [15,000]	0.88	なし	平成20年12月10日
第2回無担保社債	平成18年 12月4日	36,000	36,000 [—]	1.45	なし	平成23年12月20日
第3回無担保社債	平成18年 12月4日	24,000	24,000 [—]	1.67	なし	平成25年12月20日
合計	—	75,000	75,000 [15,000]	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 貸借対照日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	15,000	—	—	36,000	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	65,000	65,000	1.01	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	65,000	65,000	1.01	平成21年2月13日 ～平成26年3月24日
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	—	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	5,000	35,000	12,000	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式による商業・ペーパーの発行はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	70	67	—	70	67
一般貸倒引当金	67	67	—	67	67
個別貸倒引当金	3	—	—	3	—
賞与引当金	199	245	199	—	245
役員退職慰労引当金	231	63	24	—	270
リース解約損失引当金	2,310	1,014	1,997	—	1,328
事業所移転損失引当金	87	—	87	—	—
計	2,899	1,390	2,308	70	1,911

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	7,799	9,023	12,706	9	4,106
未払法人税等	6,370	7,247	10,308	8	3,300
未払事業税	1,429	1,776	2,398	0	806

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成20年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金35百万円、ゆうちょ銀行への預け金100百万円、他の銀行への預け金6,607百万円であります。
前払費用	前払経費269百万円その他であります。
未収収益	未収手数料7,190百万円、未収利息49百万円その他であります。
その他の資産	保証金587百万円、仮払金71百万円、期末貯蔵品（帳票等）43百万円であります。

負債の部

その他の預金	別段預金182百万円であります。
未払費用	未払経費2,018百万円、未払手数料764百万円、未払利息652百万円その他であります。
前受収益	前受手数料10百万円その他であります。
その他の負債	未払金1,817百万円、未払消費税等64百万円、仮受金38百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 本店・全国各支店、営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料(注)
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.sevenbank.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 株券喪失登録又は抹消の申請についての手数料は、1件につき8,600円、1枚につき500円(いずれも消費税別)であります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書を平成19年4月11日に関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書及びその添付書類を平成19年6月25日に関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（2）有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年11月2日に関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書

中間会計期間（第7期中）（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）の半期報告書を平成19年12月26日に関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（3）有価証券報告書の訂正報告書）を平成20年1月21日に関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

普通株式の売出しに係る有価証券届出書及びその添付書類を平成20年1月22日に関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号（普通株式）の規定に基づく臨時報告書を平成20年1月22日に関東財務局長に提出。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記（6）有価証券届出書の訂正届出書）を平成20年2月1日に関東財務局長に提出。

(9) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（7）臨時報告書の訂正報告書）を平成20年2月1日に関東財務局長に提出。

(10) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記（6）有価証券届出書の訂正届出書）を平成20年2月7日に関東財務局長に提出。

(11) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（7）臨時報告書の訂正報告書）を平成20年2月7日に関東財務局長に提出。

(12) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記（6）有価証券届出書の訂正届出書）を平成20年2月21日に関東財務局長に提出。

(13) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（7）臨時報告書の訂正報告書）を平成20年2月21日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 1 月21日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 井 上 寅 喜 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度よりリース解約損失引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月18日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 寅 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

